

## 江ノ島電鉄株式会社

### ご利用になる前に必ずお読み下さい

弊社ではハンドル形電動車いすでの鉄道利用の条件を次のように定めております。

- ・ハンドル形電動車いすでのご利用は、ご利用になるお客さまご自身のハンドル形電動車いすが、身体障害者福祉法及び児童福祉法に基づいた補装具として交付された場合に限りです。
- ・ご利用の際は、ハンドル形電動車いす交付証明書または補装具交付決定通知書(「決定内容欄」に「ハンドル形電動車いす」との記載があるもの)を提示してください。
- ※弊社では、証明書等の係員への提示に代えて、ハンドル形電動車いすへ貼付する「ステッカー」の発行を行っております。
- ・ご利用の申込みは事前になされますようお願いいたします。また、ご案内に時間がかかる場合があります。ご利用にあたっては、十分な余裕を持って駅にお越しください。
- ・ハンドル形電動車いすでご利用いただける江ノ島電鉄線は、次にご案内している利用可能駅の各駅相互間であっても、混雑時や運輸上支障のある場合、または取扱時間帯などによってはご利用いただけない場合がございます。
- ・駅構内では、低速(約2km/h以下)で、十分なご注意のもと安全な運転をお願いいたします。
- ・鉄道施設等の利用中にハンドル形電動車いすの利用が原因で発生した事故、紛争および器物の破損などについてはお客さまの責任にて処理していただくこととし、弊社では一切責任を負いかねます。
- ・その他の取扱いは旅客営業規則によります。

No.	順	利用可能駅	運用開始時期	ご利用に当たっての留意事項等
1	え	江ノ島駅	平成16年1月13日	ご利用の詳細については駅事務室にお問い合わせください
2	か	鎌倉駅	〃	〃
3	は	長谷駅	〃	〃
4	ふ	藤沢駅	〃	〃